

今回のテーマ「技能実習・特定技能の在り方について勉強会設置（法務省発表）」について

技能実習・特定技能の在り方を検討する勉強会設置について発表されました。

技能実習制度と特定技能制度は、それぞれ法律の附則で、制度の在り方を検討する時期が、特定技能は2019年4/1施行から2年を経過とあり昨年2021年4月です。

また、**技能実習は2017年11/1施行から5年を目途とあり今年2022年11月です。**

2022年1/15 朝日新聞朝刊

■技能実習見直しへ勉強会

技能実習と、14分野で働ける「特定技能」の外国人向けの両制度を見直す検討をするため、出入国在留管理庁は14日に勉強会を設置した。有識者や両制度に関わる人たちからヒアリングし、制度の現状を整理して課題を洗い出す。古川禎久法相は同日の記者会見で、「改めるべきは改めるという誠実さを旨とし、制度のあり方について多角的観点から検討を進めたい」と語った。

両制度はそれぞれの法律の付則で、時期を定めて見直しに向けた検討が求められており、勉強会はこの規定を踏まえたもの。

関係法令については  
下記を確認ください。

○外国人技能実習機構 HP  
<https://www.otit.go.jp/>

○出入国在留管理庁 HP  
<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

技能実習

(検討)

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。  
(技能実習に関する経過措置)

特定技能

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律

2 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。